

雇用保険制度の財政運営

失業等給付関係収支状況

\	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (R2決算反映後)
収 入	10,881	11,242	11,386	4,087	4,314
うち 保険料収入	10,587	10,879	11,099	3,809	4,006
うち 失業等給付に係る国庫負担金	184	208	230	230	270
支 出	16,402	17,155	18,148	15,180	17,800
うち 失業等給付費	14,988	15,727	16,626	13,826	15,772
差 引 剰 余	▲ 5,521	▲ 5,913	▲ 6,762	▲ 11,094	▲ 13,486
(雇用安定事業費への貸し出し)	—	—	—	(▲13,951)	(▲ 2,301)
積 立 金 残 高	57,545	51,632	44,871	19,826	4,039
(雇用安定事業費への貸出額累計)	—	—	—	(▲13,951)	(▲16,252)

※1 保険料収入は、令和2年度以降、育児休業給付に係る保険料率(4/1,000)と区分するとともに、令和2年度・令和3年度は暫定的に2/1,000引き下げている(6/1,000)。

その上で、積立金の状況に応じて▲4/1,000の範囲内で変動させることが可能(弾力条項)であり、2/1,000となっている。

※2 平成29年度～令和3年度の間为国庫負担は、暫定的に原則の負担割合(基本手当の場合1/4等)の10/100に引き下げている。

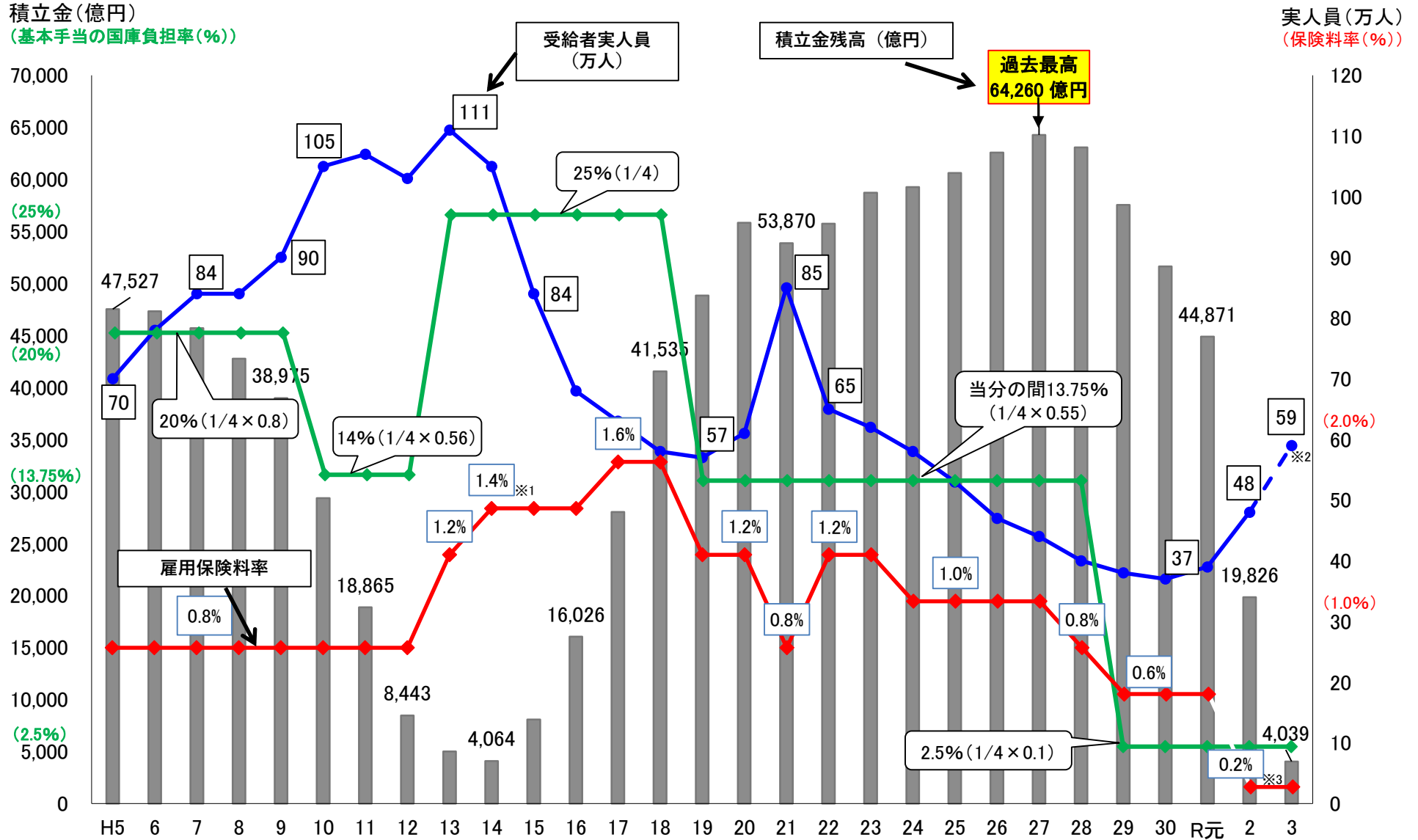
※3 令和元年度までの支出には、育児休業給付(令和元年度:5,709億円)が含まれている。

雇用保険二事業関係収支状況

\	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (R2決算反映後)
収 入	6,245	5,892	5,735	26,900	12,540
うち 保険料収入	5,290	5,425	5,546	5,709	5,878
うち 一般会計より受入	—	—	—	6,956	4,169
うち 積立金より受入（借り入れ）	—	—	—	13,951	2,301
支 出	4,517	4,796	4,725	42,310	12,540
うち 雇用調整助成金等	27	20	43	36,782	6,667
（雇用調整助成金）	27	20	43	36,374	6,117
うち 上記以外	4,490	4,776	4,682	5,528	5,873
差 引 剰 余	1,729	1,096	1,010	▲ 15,410	0
安 定 資 金 残 高	13,305	14,400	15,410	0	0
（積立金からの借り入れ累計額）	—	—	—	（ 13,951）	（ 16,252）

※1 令和2年度の収支については、決算により生じた国庫負担（一般会計より受入）の繰越（3,806億円）を除いた額としている。

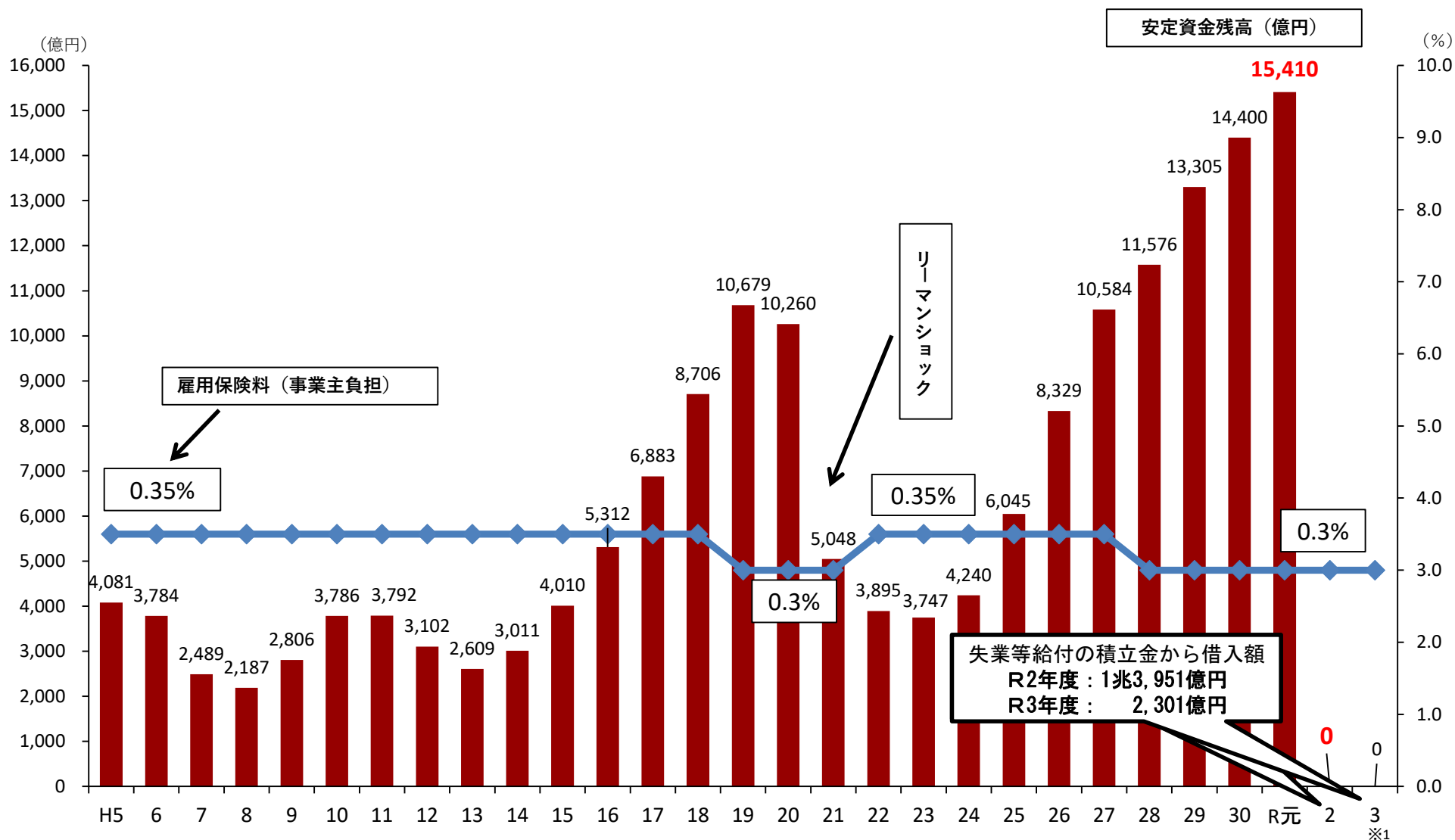
失業等給付に係る雇用保険料率、受給者実人員及び積立金の推移



(注) 積立金残高は、令和2年度までは決算値、令和3年度は予算ベースであり、また雇用安定事業への貸し出し額（令和2年度：1兆3,951億円、令和3年度：2,301億円）を織り込んだ額。

※1 平成14年度は10月から弾力条項により2/1,000 引上げ ※2 予算上の年度月平均
 ※3 令和2年度から育児休業給付費にかかる雇用保険料率（4%）を切り離している。

雇用安定資金残高及び雇用保険二事業に係る雇用保険料率の推移



(注1) H22年度に失業等給付の積立金から借入れ(370億円)、H24年度決算処理において積立金へ返還。

(注2) 令和2～3年度の安定資金残高には、失業等給付の積立金から借入れ額(R2年度：1兆3,951億円、R3年度：2,301億円)を織り込んでいる。

※1 前年度決算反映後予算ベース

近年の雇用保険料率と国庫負担割合の変遷と考え方

	H19年度～	H21年度	H22年度～	H24年度～	H28年度	H29年度～	R2～R3年度
保険料率 【本則】	12/1000 【16/1000】	8/1000 ※法改正時限	12/1000 【16/1000】	10/1000 【14/1000】	8/1000 【12/1000】	6/1000 【10/1000】	2/1000 【6/1000】 ※育休給付 (4/1000)を区分
国庫負担割合	(当分の間) 本則の55%					(H29～R3年度 までの間) 本則の10%	

(H19年改正時 部会報告抜粋)

雇用保険制度の前身である失業保険法時代より国庫も失業等給付に係る費用の一部を負担しているのは、雇用保険制度における最も主たる保険事故である失業は、政府の経済政策、雇用対策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うべきであるとの考え方によるものである。このような経緯や雇用保険の被保険者等の期待等を勘案すると、失業等給付に係る国庫負担の制度を全廃することは、国の雇用対策に係る責任放棄につながり、適当ではない。

ただし、行政改革推進法の趣旨を踏まえ、かつ、雇用保険財政の状況や従前実施した国庫負担の縮減方法等にかんがみ、雇用保険制度の安定的運営を確保できることを前提に、(中略)以下のような措置をとることもやむを得ないものとする。

- ② 当分の間、国庫負担を本来の負担額の55%に引き下げることをとする。

(H28年改正時 部会報告抜粋)

失業等給付に係る財政収支に関しては近年黒字基調で推しており、(中略)平成26年度末の積立金残高は6兆2,586億円となっている。

そこで、過去10年間(平成17年度から平成26年度まで)の平均的な雇用情勢(受給者実人員約61万人)を想定すると、その場合に収支が概ね均衡となる雇用保険料率は12/1000程度となる。

(中略)弾力条項を発動して8/1000に引き下げたケースを想定して試算を行った場合、平均的な雇用情勢を前提とすると、引き続き雇用保険財政の安定的な運営が確保できることが窺える。

(H29年改正時 部会報告抜粋)

(保険料率)

引き続き雇用情勢の改善が進み、平成27年度末の積立金残高が6兆4,260億円となり、必要な水準の目安である弾力倍率2を大きく上回ることになっていることから、安定的な運営が維持されうると見込まれる3年間に限り、雇用保険料率を2/1000引き下げ、労使の負担軽減を行うべきである。

(国庫負担)

過去保険料率とあわせて国庫負担についても一定軽減してきた例があることも踏まえ、(略)経済対策において「アベノミクスの成果等により、雇用情勢が安定的に推移していること等を踏まえ、雇用保険料や国庫負担の時限的な引下げ等について、(略)平成29年度(2017年度)から実現する」とされていることを考慮し、国庫負担について、3年間に厳に限定し、法律上もそれを明記した上で、本来負担すべき額の10%に相当する額とすることもやむを得ない。

受給者実人員に応じた雇用保険財政の運営イメージ

- 現行の保険料率(失業等給付分0.8%)は、平成28年改正時に、過去10年の平均受給者実人員(61万人)を想定して設定。
- 支出面/収入面それぞれについて、直近の実績をもとに、以下の前提を置いて、概ね収支が均衡する単年度の財政運営イメージを示すと以下のとおり。

《支出面》

- ・ 主として、基本手当の受給者実人員に応じて変動。
受給者実人員60万人の場合、支出は約1兆5,500億円 (※うち、一般求職者給付の額は約9,400億円)
※平成30年度～令和2年度決算を基礎として、特例延長給付、追加給付等の影響を除いて算出。
- ・ 実人員が10万人増減するごとに、±約1,600億円/年
- ・ 過去実績から見ると、実人員の変動幅はおおよそ40万～80万人程度。
(約37万人(平成30年度) ～ 85万人(平成21年度)) ※平成16年度以降

《収入面》

- ・ 保険料収入は、1‰当たり約1,900億円 (例：令和2年度決算 3,809億円 (2‰))
- ・ 国庫負担は、対象となる額×負担割合

(上記を踏まえた財政運営イメージ)

受給者実人員	40万人	60万人	80万人
支出	1兆2,300億円	1兆5,500億円	1兆8,700億円
収入 ※雑収入20億円を含め、 百億円単位で四捨五入	1兆1,600億円 ～1兆3,100億円	1兆5,500億円 ～1兆7,700億円	1兆9,400億円 ～2兆2,300億円
うち保険料 (率)	1兆1,400億円 (6‰)	1兆5,200億円 (8‰)	1兆9,000億円 (10‰)
うち国庫負担 ※上から10%、55%、 本則水準	170億円 935億円 1,700億円	250億円 1,375億円 2,500億円	330億円 1,815億円 3,300億円